

# 町職員の給与、報酬などの状況をお知らせします

日野町職員の給与などを公表します。

給与などは、国・県に準じてまちの条例などで定められています。

公表した数字は、平成21年4月1日現在および平成21年度当初予算時のものです。

町では、自立存続に向けた取り組みの中で町職員給与の減額、手当ての見直しなどを行っています。

問合せ 役場総務課（電話 72 - 0331）

## 職員給与費（平成21年度当初予算、カッコ内は昨年度の数値）

職員数	給与費				1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
60人 (61人)	227,447千円 (227,190千円)	17,268千円 (16,329千円)	92,595千円 (91,982千円)	337,310千円 (335,501千円)	5,622千円 (5,500千円)

町長、副町長、教育長を含まない。職員手当には退職手当組合負担金を含まない。

## 特別職の給与など

（平成21年4月1日現在、カッコ内は昨年度の数値）

職名	給料・報酬月額	期末手当
町長	474,000円 (560,000円)	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
教育長	452,000円 (510,000円)	
議長	271,400円 (271,400円)	
副議長	201,520円 (201,520円)	
委員長	193,600円 (193,600円)	
議員	189,200円 (189,200円)	

## 職員の平均給料月額・平均年齢

（平成21年4月1日現在、カッコ内は昨年度の数値）

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
312,700円 (311,000円)	43.8歳 (42.8歳)	269,400円 (253,900円)	45.8歳 (42.1歳)

## 職員初任給（平成21年4月1日現在）

区分		日野町	国
一般行政職	大学卒	163,392円	172,200円
	高校卒	132,864円	140,100円
技能労務職		128,640円 ～ 144,572円	-

日野町の金額は、給与減額後の額です

## 職員の年齢構成（平成21年4月1日現在）

区分	24歳未満	24歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～60歳	計
職員数	1人	6人	8人	5人	13人	12人	11人	4人	60人
構成比	1.7%	10.0%	13.3%	8.3%	21.7%	20.0%	18.3%	6.7%	100%

## 職員の手当（平成21年4月1日現在）

職制上の段階、職務の級による加算措置あり

期末手当 6月期 = 1.4月分 12月期 = 1.6月分 計3月分 国と同じ

勤勉手当 6月期 = 0.725月分 12月期 = 0.725月分 計1.45月分 国は6月・12月期とも0.75月分

## その他の手当 1か月当たり（平成21年4月1日現在）

扶養手当 配偶者 = 13,000円

その他扶養親族 = 6,000円～11,000円（16歳～22歳 = 1人につき5,000円加算）

住居手当 最高27,000円 新築等（5年間） = 2,500円

通勤手当 交通機関など利用 = 最高8,900円

自家用車など（片道2\*以上） = 2,000円～8,900円

# 「季節性インフルエンザ」の 予防接種を行います

新型インフルエンザ予防接種ではありません

期間：平成22年1月29日（金）まで

## 一般（主治医のない人）

月曜日～金曜日・第2・4土曜日  
（午前9時～午前11時30分まで）  
火曜日・水曜日  
（午後2時～午後4時まで）

## 一般（主治医のある人）

主治医の診察日（診察時間）

## 一般（黒坂診療所）

▼毎週月・水・金曜日（午後2時～午後3時30分まで）

## 小児科（中学生以下）

※予約制となりますのであらかじめ問い合わせください  
▼月曜日～金曜日（午後2時～午後4時30分まで）  
▼第2・4土曜日（午前9時～午前11時30分まで）

## 料金（昨年と同じ）

▼一般 2,000円（町からの助成券がある人は、必ず持参してください）  
▼小児 800円

※予約制ではありません

※自動再来受付機で予防接種を受け付けて、外来受付でお待ちください

日野病院では、季節性インフルエンザ予防接種を行います。要領を受けてくださいます。詳しくはお問合せください。

問合せ：日野病院（電話 72 - C351）

## 「医療機関の領収書」は大切に保管を ～高額療養費のお知らせ～

医療機関で支払った医療費が高額になった場合、支払った医療費の一部を「高額療養費」として支給することがあります。

なお、高額療養費の支給手続きには、医療機関の領収書が必要です。領収書がないと支給できない場合もありますので、領収書はなくさずに保管しておいてください。

詳しくは、担当までお問い合わせください。

問合せ 役場健康福祉課 担当 伊田達彦（電話 72 - 0334）

### 小児医療費助成制度のお知らせ

町では、平成21年7月から、小・中学生の医療費助成を始めました。医療機関で支払った医療費の領収書を持参のうえ、役場まで申請してください。申請された医療費の一部を助成します。

月に数回病院にかかるときは、まとめて申請してもかまいません。

特別医療の該当になる治療は対象外です。（例：ぜんそくなど）

申請場所 役場健康福祉課 または 役場黒坂支所

申請に必要なもの 医療機関で支払った領収書 保険証 印鑑（認印可）  
預金通帳（初めて申請する人）

問合せ 役場健康福祉課 担当 伊田達彦（電話 72 0334）